［Ⅲ］　料金の概要

［Ⅲ］－1　公共下水道

1　下水道使用料収入状況

2　下水道使用料の変遷

3　下水道使用料比較表

4　受益者負担金のあらまし

5　受益者負担金収入状況

6　下水道建設事業費に対する受益者負担金の割合

1　下水道使用料収入状況

（左欄単位：件，右欄単位：円（税込））

区分 / 調定月	調定額		収入額		未収額		収納率（%）
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
令和7年4月	124,639	602,327,967	124,286	601,151,916	353	1,176,051	99.80
5月	129,341	649,476,058	129,022	648,493,790	319	982,268	99.85
6月	124,992	632,671,613	124,714	631,462,262	278	1,209,351	99.81
7月	128,802	672,104,592	128,534	671,186,095	268	918,497	99.86
8月	124,884	636,152,232	124,565	635,116,679	319	1,035,553	99.84
9月	128,703	688,451,414	128,371	687,406,245	332	1,045,169	99.85
10月	124,775	648,708,738	124,392	646,065,841	383	2,642,897	99.59
11月	128,815	670,888,529	128,389	669,412,607	426	1,475,922	99.78
12月	124,760	638,736,546	122,803	631,596,403	1,957	7,140,143	98.88
令和8年1月	128,625	663,895,285	125,711	651,365,056	2,914	12,530,229	98.11
2月	125,110	656,411,602	113,851	603,334,769	11,259	53,076,833	91.91
3月	128,648	698,695,394	97,814	547,042,552	30,834	151,652,842	78.29
令和7年度計	1,522,094	7,858,519,970	1,472,452	7,623,634,215	49,642	234,885,755	97.01
令和6年度計	1,513,460	7,908,841,139	1,463,250	7,666,554,421	50,210	242,286,718	96.94
令和5年度計	1,497,575	7,867,730,277	1,462,354	7,695,775,643	35,221	171,954,634	97.81
令和4年度計	1,485,360	7,876,136,380	1,455,146	7,723,706,582	30,214	152,429,798	98.06
令和3年度計	1,470,911	7,951,796,712	1,439,983	7,803,315,612	30,928	148,481,100	98.13

２ 下水道使用料の変遷

本市の下水道使用料（公共下水道分）は，昭和４０年の供用開始に伴い，当初従量制体系により料金徴収をスタートしたが，その後維持管理費に対する使用料収入に大幅な不均衡が生じたため，使用料体系そのものの全面的見直しを行い，昭和５１年から現行料金体系でもある累進制に移行した。

昭和５９年の料金改定時に，初めて資本費（起債元利償還金）の一部導入が図られ，適正な料金設定に対応すべく，使用料の見直しを実施している。

なお，平成２２年４月から，平成１８年度に合併した上河内・河内地域の使用料を宇都宮市の使用料に統一した。（※平成２３年３月までは改定額の半分相当を据置き）

使用料金表

平成８年３月下水道条例一部改正　平成８年７月１日施行

※ 令和元年１０月１日施行：消費税改定に伴う料金改定（消費税１０％）

【税込み】

種　別	１か月につき		２か月につき	
	汚 水 量	金　額	汚 水 量	金　額
一般用	0 m³ ～ 10 m³	基本料金　1,210円	0 m³ ～ 20 m³	基本料金　2,420円
	11 m³ ～ 20 m³	1m³につき　148.5円	21 m³ ～ 40 m³	1m³につき　148.5円
	21 m³ ～ 50 m³	1m³につき　176.0円	41 m³ ～ 100 m³	1m³につき　176.0円
	51 m³ ～ 100 m³	1m³につき　198.0円	101 m³ ～ 200 m³	1m³につき　198.0円
	101 m³ ～ 500 m³	1m³につき　220.0円	201 m³ ～1,000 m³	1m³につき　220.0円
	501 m³ ～1,000 m³	1m³につき　242.0円	1,001 m³ ～2,000 m³	1m³につき　242.0円
	1,001 m³ 以上	1m³につき　264.0円	2,001 m³ 以上	1m³につき　264.0円
湯屋用	0 m³ ～ 100 m³	基本料金　4,400円	0 m³ ～ 200 m³	基本料金　8,800円
	101 m³ 以上	1 m³につき　44.0円	201 m³ 以上	1 m³につき　44.0円

※ 料金計算例（2か月当たり44m³使用した場合）

（基本料金0 m³～20 m³）　（21 m³～40 m³）　（41 m³～44 m³）

下水道使用料＝｛ 2,420円（基本料金） ＋ （20 m³×148.5円）（超過料金） ＋ （4 m³×176.0円）（超過料金） ｝

＝ 6,094円

下水道使用料改定の推移

（１か月につき）【税抜】

種 別	区　分	汚　水　量	昭和59年3月改正	昭和62年12月改正	平成4年6月改正	平成8年3月改正
一般用	基本料金	10 m³まで	500円	600円	900円	1,100円
	超過料金（１m³につき）	10 m³を超え 20m³まで	50円	65円	105円	135円
		20 m³を超え 50m³まで	60円	75円	120円	160円
		50 m³を超え 100m³まで	70円	85円	135円	180円
		100 m³を超え 500m³まで	85円	100円	150円	200円
		500 m³を超え 1,000m³まで	100円	115円	165円	220円
		1,000 m³を超えるもの	115円	130円	175円	240円
湯屋用	基本料金	100 m³まで	2, 500円	3, 000円	3, 500円	4,000円
	超過料金（1m³につき）	100 m³を超えるもの	20円	25円	30円	40円
施　行　日			昭和59年6月1日	昭和63年4月1日	平成4年10月1日	平成8年7月1日

３　下水道使用料比較表

※２０㎥使用した際の１か月当たりの税込み使用料　　（令和８年３月３１日現在）

（処理区域内の一般家庭で水道水を使用した場合で算出）

県内市町

順位	市町名	使用料（円）
1	真岡市	3,641
2	日光市	3,480
3	矢板市	3,300
3	芳賀町	3,300
5	壬生町	3,223
6	大田原市	3,212
7	栃木市	3,080
7	市貝町	3,080
9	足利市	3,040
10	茂木町	2,970
11	さくら市	2,930
12	鹿沼市	2,926
市町平均		2,925
13	高根沢町	2,893
14	益子町	2,860
15	那珂川町	2,824
16	那須烏山市	2,805
17	小山市	2,756
18	那須塩原市	2,750
19	**宇都宮市**	**2,695**
20	上三川町	2,640
21	下野市	2,530
21	野木町	2,530
21	那須町	2,530
24	佐野市	2,200

※ 塩谷町は公共下水道なし

○ 市町平均＝各団体の代表地区の使用料÷団体数

類似都市
（人口30万人以上の中核市等）

順位	都市名	使用料（円）
1	いわき市	4,310
2	長野市	3,534
3	四日市市	3,520
4	久留米市	3,427
5	松山市	3,385
6	八戸市	3,383
7	長崎市	3,300
8	旭川市	3,275
9	姫路市	3,168
10	和歌山市	3,139
11	秋田市	3,113
12	富山市	3,080
13	郡山市	3,066
14	岐阜市	3,025
15	倉敷市	2,967
16	高知市	2,948
17	大津市	2,931
18	福山市	2,926
19	春日井市	2,915
20	宮崎市	2,912
21	大分市	2,791
22	**宇都宮市**	**2,695**
23	横須賀市	2,670
24	金沢市	2,651
25	枚方市	2,618
類似都市平均		2,602
26	一宮市	2,579
27	越谷市	2,574
28	高松市	2,506
29	柏市	2,357
30	豊橋市	2,277
31	船橋市	2,211
32	明石市	2,197
33	高崎市	2,173
34	前橋市	2,156
35	豊田市	2,134
36	東大阪市	2,087
37	八王子市	2,068
38	岡崎市	2,035
39	川口市	1,998
40	高槻市	1,965
41	鹿児島市	1,837
42	西宮市	1,777
43	豊中市	1,739
44	尼崎市	1,714
45	那覇市	1,641
46	所沢市	1,639
47	吹田市	1,609
48	川越市	1,595

○ 類似都市平均＝各市の使用料÷団体数

４　受益者負担金のあらまし

経　過

本市の下水道事業受益者負担金分担金制度は，昭和４４年１２月に条例を定め，昭和４５年度から，第１期事業負担区（218.6ha）と第２期事業負担区（969.7ha）について，事業費に対する負担率５分の１を５年分割で賦課した。

また，昭和５５年２月に第３負担区，昭和６１年６月に第４負担区，平成元年２月に第５負担区，平成４年２月に第６負担区，平成５年１２月に第７負担区，さらに平成８年２月に第８負担区，同年８月に第９負担区，平成１３年８月に第１０負担区，平成１５年９月に第１１負担区，平成１９年３月に第１２負担区についてそれぞれ条例の一部改正を行い設定してきた。

これら負担区の算定は，末端管きょ整備事業費を基礎にして負担率４分の１（旧河内町は５分の１）を負担金として賦課設定している。

【根拠法令】負担金：都市計画法第７５条，分担金：地方自治法第２２４条

○ 受益者負担金の単位負担金等

賦　課　区　域	公告年月日	整備面積	負担率	単位負担金額	対象事業費
第１期事業負担区	S45.6.1	218.60ha	1/5	82円/㎡	（総）　898百万円
第２期事業負担区	S45.6.1	969.72ha	1/5	167円/㎡	（総）　8,098百万円
第３負担区	S55.2.1	1,417.10ha	1/4	236円/㎡	（末）13,378百万円
第４負担区	S61.6.11	1,710.00ha	1/4	264円/㎡	（末）18,080百万円
第５負担区	H1.2.20	140.00ha	1/4	306円/㎡	（末）　1,714百万円
第６負担区	H4.2.18	2,145.00ha	1/4	275円/㎡	（末）23,680百万円
第７負担区	H5.12.22	120.00ha	1/4	313円/㎡	（末）　1,505百万円
第８負担区	H8.2.22	135.00ha	1/4	328円/㎡	（末）　1,774百万円
第９負担区	H8.8.14	251.00ha	1/4	297円/㎡	（末）　2,983百万円
第１０負担区	H13.8.27	382.82ha	1/4	319円/㎡	（末）　4,900百万円
第１１負担区	H15.9.30	246.00ha	1/4	308円/㎡	（末）　3,030百万円
第１２負担区	H19.3.31	155.00ha	1/4	300円/㎡	（末）　1,159百万円
		456.00ha	1/5		（末）　6,453百万円

※ 第１２負担区について，上段：上河内地域，下段：河内地域とする。

※（総）は，総事業費，（末）は末端管きょ整備事業費。

○ 負担区域

負担区	区　　域　（主　な　地　域）
第１期事業負担区	単独公共（旭，塙田，馬場，大通り，天神，江野，大曽）
第２期事業負担区	単独公共（若草，戸祭，住吉，清住，花房，不動前，川向）
第３負担区	単独公共（今泉，簗瀬，江曽島，中鶴田，野沢，宝木町１丁目）
第４負担区	単独公共（御幸ヶ原，越戸，平松，一の沢）・特環（大谷）・流域（雀宮）
第５負担区	特環（富屋）
第６負担区	単独公共（東峰，中戸祭，細谷，駒生，下鶴田，宝木町２丁目）・流域（雀宮）
第７負担区	特環（豊郷）
第８負担区	特環（大谷，豊郷，屋板，平出，下平出，柳田）
第９負担区	単独公共（平出，野沢，鶴田，下栗）
第１０負担区	特環（清原，幕田，茂原）
第１１負担区	特環（大谷，砥上，平石，富屋，豊郷，屋板，国本）
第１２負担区	単独公共（河内，上河内）・特環（河内，上河内）

５　受益者負担金収入状況

項目＼年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調定額	負担金	件　数（期）	972	1,412	1,061	951	1,133
		金　額（円）	8,741,100	7,152,190	100,966,130	7,935,320	24,550,070
	分担金	件　数（期）	292	1,480	501	685	393
		金　額（円）	6,644,430	15,436,360	4,727,660	4,677,090	2,307,550
収入額	負担金	件　数（期）	972	1,412	1,058	951	1,133
		金　額（円）	8,741,100	7,152,190	100,949,530	7,935,320	24,550,070
	分担金	件　数（期）	292	1,480	500	685	393
		金　額（円）	6,644,430	15,436,360	4,713,680	4,677,090	2,307,550
未収額	負担金	件　数（期）	0	0	3	0	0
		金　額（円）	0	0	16,600	0	0
	分担金	件　数（期）	0	0	1	0	0
		金　額（円）	0	0	13,980	0	0
収納率（%）		負担金	100.00	100.00	99.98	100.00	100.00
		分担金	100.00	100.00	99.70	100.00	100.00

６　下水道建設事業費に対する受益者負担金の割合

年　　度	事　業　費　（千円）	受益者負担金　（千円）	率（%）
昭和４５年度～平成１６年度	55,718,681	9,163,524	16.4
平成１７年度	4,421,361	331,742	7.5
平成１８年度	4,262,109	187,519	4.4
平成１９年度	4,731,699	203,627	4.3
平成２０年度	3,771,420	211,414	5.6
平成２１年度	4,703,939	128,211	2.7
平成２２年度	4,326,875	119,337	2.8
平成２３年度	3,392,339	100,305	3.0
平成２４年度	1,776,097	69,186	3.9
平成２５年度	1,735,515	148,989	8.6
平成２６年度	1,336,903	52,033	3.9
平成２７年度	3,596,862	37,408	1.0
平成２８年度	1,983,022	28,265	1.4
平成２９年度	2,342,547	29,529	1.3
平成３０年度	2,661,747	29,232	1.1
令和元年度	2,560,774	24,299	0.9
令和2年度	3,129,677	17,599	0.6
令和3年度	2,325,438	15,385	0.7
令和4年度	2,025,783	22,588	1.1
令和5年度	2,767,960	105,663	3.8
令和6年度	2,777,449	12,612	0.5
令和7年度	1,966,405	26,857	1.4
計	118,314,602	11,065,324	9.4

※ 平成１９年度以降は，河内・上河内地域分を含む。

［Ⅲ］　料金の概要

［Ⅲ］－２　地域下水処理事業，工業団地排水処理事業，農業集落排水事業

1　施設使用料

2　施設使用料収入状況

3　農業集落排水事業分担金のあらまし

4　農業集落排水事業分担金収入状況

5　施設使用料比較表（農業集落排水処理施設）

1　施設使用料

（１）地域下水処理施設（１か月当たり，税込み）　（単位：円）

種別	基本料金	従量料金（１㎥当たり）						
		0～10㎥	11～20㎥	21～50㎥	51～100㎥	101～500㎥	501～1,000㎥	1001㎥～
一般用	1,210	0	143.0	154.0	165.0	176.0	187.0	198.0

※ 使用料改定の推移（１か月当たり，税抜）　（単位：円）

改正年月	基本料金	従量料金（１㎥当たり）						
		0～10㎥	11～20㎥	21～50㎥	51～100㎥	101～500㎥	501～1,000㎥	1001㎥～
平成8年3月改正	1,100	0	130.0	140.0	150.0	160.0	170.0	180.0
平成5年12月制定	900	0	95.0	100.0	105.0	110.0	115.0	120.0

（２）工業団地排水処理施設（１か月当たり，税込み）

平　出工業団地

使用者ごとの1か月当たりの負荷量(汚水量に生物化学的酸素要求量を乗じた数)を基準に，使用料単価（100グラムにつき697円）を乗じて得た額

施設使用料　＝　汚水量（㎥）×　生物化学的酸素要求量（ｇ/㎥）×　697円／100ｇ

※ 使用料単価の推移（税込）

	昭和52年～	昭和58年～	平成8年～	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年～	令和元年～
使用量単価	90円	100円	149円	228円	301円	374円	447円	520円	593円	685円	697円

清　原工業団地

使用者ごとの1か月当たりの汚水量（ただし使用者が市と協議して定めた「排水予定汚水量」に満たない場合は「排水予定汚水量」の9割）を基準に，使用料単価（1㎥につき80.3円）を乗じて得た額

施設使用料　＝　汚水量（又は排水予定汚水量の9割）（㎥）×80.3円／㎥

※ 使用料単価の推移（税込）

	平成7年～	平成10年～	平成26年～	令和元年～
使用量単価	65.1円	76.65円	78.84円	80.3円

（３）農業集落排水処理施設（１か月当たり，税込み）

世帯割	１世帯当たり3,190円
人数割	352円×使用人数

※ 使用料改定の推移（１か月当たり，税抜）

改正年月	使用料	
平成8年3月改正	世帯割	2,900円
	人数割	320円
平成4年6月制定	世帯割	2,300円
	人数割	240円

2 施設使用料収入状況

（上段単位 ： 件，下段単位 ： 円（税込））

施設（項目）		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域下水処理施設	調定額	件数	37,731	37,459	37,455	37,443	36,940
		金額	184,557,873	177,482,261	171,816,645	170,367,725	167,214,806
	収入済額	件数	37,351	37,196	37,144	34,584	36,357
		金額	182,872,144	176,074,448	170,245,637	158,050,233	164,201,378
	不納欠損額	件数	15	10	7	8	9
		金額	49,787	23,274	16,848	17,988	20,570
	収入未済額	件数	360	263	311	2,859	583
		金額	1,635,942	1,407,813	1,571,008	12,317,492	3,013,428
	収納率（%）		99.1	99.2	99.1	92.8	98.2
工業団地排水処理施設	調定額	件数	1,811	1,828	1,839	1,863	1,883
		金額	356,140,192	348,040,574	347,367,667	374,839,646	389,074,494
	収入済額	件数	1,779	1,798	1,807	1,623	1,843
		金額	350,505,470	342,604,922	340,346,115	337,633,329	383,869,138
	不納欠損額	件数	0	0	1	0	0
		金額	0	0	20	0	0
	収入未済額	件数	31	30	32	240	40
		金額	5,634,722	5,435,652	7,021,552	37,206,317	5,205,356
	収納率（%）		98.4	98.4	98.0	90.1	98.7
農業集落排水処理施設	調定額	件数	20,312	20,183	20,371	19,609	17,665
		金額	152,632,346	150,529,170	151,446,878	144,309,044	129,270,812
	収入済額	件数	19,738	19,870	20,021	17,615	17,227
		金額	147,777,250	147,895,728	148,524,948	129,418,784	125,699,068
	不納欠損額	件数	39	33	36	30	26
		金額	296,068	262,664	312,879	232,184	202,972
	収入未済額	件数	557	313	350	1,994	438
		金額	4,559,028	2,633,442	2,921,930	14,890,260	3,571,744
	収納率（%）		96.8	98.3	98.1	89.7	97.2
合計	調定額	件数	59,854	59,470	59,665	58,915	56,488
		金額	693,330,411	676,052,005	670,631,190	689,516,415	685,560,112
	収入済額	件数	58,868	58,864	58,972	53,822	55,427
		金額	681,154,864	666,575,098	659,116,700	625,102,346	673,769,584
	不納欠損額	件数	54	43	44	38	35
		金額	345,855	285,938	329,747	250,172	223,542
	収入未済額	件数	948	606	693	5,093	1,061
		金額	11,829,692	9,476,907	11,514,490	64,414,069	11,790,528
	収納率（%）		98.2	98.6	98.3	90.7	98.3

３　農業集落排水事業分担金のあらまし

経過

本市の農業集落排水事業分担金制度は，平成元年３月に条例を定め，平成４年度供用開始の板戸地区排水処理施設から，事業費の１００分の５を乗じて得た額を賦課した。

なお，平成１７年度供用開始の下福岡地区排水処理施設をもって，農業集落排水事業の整備は完了しているため，分担金の現年度賦課は平成１９年度で終了している。

（分担金の額）

次に掲げる額の合計額とする。

①管路施設の建設費用×５％÷受益者戸数

②汚水処理施設の建設費用×５％÷使用者総数×各受益者の使用者数

（分担金の賦課）

事業が完了した年度の翌年度より３年分割で賦課

４　農業集落排水事業分担金収入状況

（上段単位　：　件，下段単位　：　円（税込））

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調定額	件数	8	5	4	4	4
	金額	1,236,600	1,032,950	987,950	934,580	800,840
収入済額	件数	3	1	0	0	1
	金額	203,650	45,000	53,370	133,740	167,110
不納欠損額	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
収入未済額	件数	5	4	4	4	3
	金額	1,032,950	987,950	934,580	800,840	633,730
収　納　率（%）		16.5	4.4	5.4	14.3	20.9

５　施設使用料比較表（農業集落排水処理施設）

※世帯員数３人（定額制の場合）または２０㎥使用（従量制の場合）の際の
１か月当たりの税込み使用料

県内市町

順位	市町名	使用料（円）
1	宇都宮市	4, 246
2	鹿沼市	4, 070
3	壬生町	3, 780
4	高根沢町	3, 740
5	市貝町	3, 667
6	芳賀町	3, 561
7	矢板市	3, 300
市町平均		3, 114
8	栃木市	3, 080
9	益子町	2, 860
10	那珂川町	2, 824
11	那須烏山市	2, 805
12	小山市	2, 756
13	真岡市	2, 750
13	大田原市	2, 750
13	那須塩原市	2, 750
16	上三川町	2, 640
17	さくら市	2, 530
17	下野市	2, 530
17	野木町	2, 530

○　市町平均＝各市町の使用料÷団体数

中核市

順位	都市名	使用料（円）
1	宇都宮市	4, 246
2	甲府市	4, 200
3	和歌山市	4, 158
4	呉市	4, 059
5	久留米市	3, 740
6	松本市	3, 670
7	長野市	3, 534
8	いわき市	3, 490
9	岡崎市	3, 454
10	八戸市	3, 383
11	松山市	3, 380
12	下関市	3, 336
13	長崎市	3, 300
14	旭川市	3, 275
15	秋田市	3, 113
16	青森市	3, 108
17	富山市	3, 080
17	松江市	3, 080
中核市平均		3, 076
19	郡山市	3, 066
20	水戸市	2, 989
21	高知市	2, 948
22	福島市	2, 915
23	奈良市	2, 893
24	川越市	2, 879
25	倉敷市	2, 820
26	大分市	2, 791
27	盛岡市	2, 769
28	鳥取市	2, 767
29	金沢市	2, 651
30	豊橋市	2, 640
31	姫路市	2, 629
32	福井市	2, 618
33	高松市	2, 618
34	山形市	2, 552
35	宮崎市	2, 430
36	高崎市	2, 173
37	前橋市	2, 156
38	豊田市	1, 980

○　中核市平均＝各市の使用料÷団体数

※令和6年度地方公営企業決算状況調査より（令和7年3月31日現在）